

2014年4月30日

大韓民国 産業通商資源部 特許庁御中

一般社団法人日本知的財産協会
アジア戦略プロジェクト
常務理事 別所 弘和

コンピュータプログラム自体の特許保護に関する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザ団体で、日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記コンピュータプログラム自体の特許保護について検討させていただきました。

つきましては、下記のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

— 記 —

当協会としましては、特許法にてコンピュータプログラムクレームを認めることに賛同いたします。コンピュータプログラムは、記録媒体に格納されている／いないにかかわらず、人間の知的活動によって生み出された技術成果であることに相違はなく、同様の技術的効果を生み出します。従いまして有体物か否かによってその成立性に影響を与えるべきではないと考えます。

現行の貴国特許法によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては保護対象とされていますが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっておりません。しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が生じます。

- ①コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されることとなります。従って、プログラムをネ

ットワークを介して提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接、権利行使することができません。

- ②一方、ユーザー一人ひとりに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また、特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているため、個人的に使用するユーザは侵害者となりません。

上記のような不都合は、特に近年の急速なネットワーク社会の発展により顕著に影響が出てくると考えられます。従来は磁気ディスクや光ディスクでのプログラムの提供が一般的でしたが、最近はむしろコンピュータ・ネットワークを介した通信による提供、つまり有体物としてではなく、無体物である電子情報としての提供が多くを占めるようになりました。携帯電話やタブレットなどのスマートデバイスではアプリケーションソフトウェアをユーザが好みに応じてインストールすることを前提に設計されるようになってきたのは疑いのない事実です。

コンピュータプログラムは生産（複製）が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを特許法に規定して頂きたいと考えます。

なお、コンピュータプログラム自体を特許保護の対象とする場合、特許法の定義において、「実施」の中に「電気通信回線を通じた提供」など、送受信やダウンロードを意識した実施行為を明確に規定頂くことも併せてご検討くださるよう希望致します。

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 西尾 信彦

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：nishio@jipa.or.jp